

01234567892

輯編局報情

# 週報

號日十月一十

## 大東亞會議の意義

帝國外交の基調

日華同盟條約の締結

中央各廳の決戦機構一覽

369號

昭和十七年十一月十一日第三種郵便物認可  
昭和十八年十一月十日發行

週報

昭和十七年十一月十一日第三種郵便物認可  
昭和十八年十一月十日發行

内閣印刷局印刷發行

國定規格55号

五錢

よやくあたる  
彈丸切手  
一枚二円で一等千円  
券八十回  
十一月一日  
賣出  
十一月  
抽籤  
二十日  
當籤  
八枚二付  
一枚ノ割合

第十七回彈丸切手當籤番號

等	14728	93526	736	110	270	457	665	821
(千圓) 組二付本	38877			60	271	462	666	828
四	46244	(五圓) 組三付本	四	62	272	481	668	830
	47368	八百本	(四圓) 組三付本	63	287	488	671	853
15701	49829	八百本	方	68	293	503	686	857
40887	53049	切手番號以ノ百位數字	切手番號以ノ百位數字	74	312	511	692	868
48967	54629	トノ百位數字	トノ百位數字	76	325	512	698	873
66856	60544	トノ百位數字	トノ百位數字	79	334	515	701	876
	64069	トノ百位數字	トノ百位數字	187	335	517	732	879
	69088	トノ百位數字	トノ百位數字	190	352	538	750	889
	72009	トノ百位數字	トノ百位數字	198	363	539	761	894
	76501	トノ百位數字	トノ百位數字	199	364	557	770	908
	77499	トノ百位數字	トノ百位數字	213	367	563	772	914
	1127	83162	509	216	370	567	782	927
	2811	87635	534	227	373	569	788	955
	8198	91025	694	228	388	570	794	956
			100	244	392	582	799	965
				250	394	583	807	976
				251	401	591	814	981
				256	432	592	817	993
				261	434	597	819	994

情 報 局 編 輯

# 週 報

十 一 月 十 日 號

昭和十一年十一月十一日 第三種郵便物認可  
昭和十一年十一月十一日 第三種郵便物認可  
昭和十一年十一月十一日 第三種郵便物認可

## 大東亞會議の意義

帝國外交の基調

日華同盟條約の締結

中央各廳の決戰機構一覽

369號

週 報

昭和十一年十一月十一日 第三種郵便物認可  
昭和十一年十一月十一日 第三種郵便物認可  
昭和十一年十一月十一日 第三種郵便物認可

（每週一回水曜日出行）

内閣印刷局印刷發行

（國定規格A5判）

五 錢

よ く あ り だ り

# 彈丸切手

一 枚 二 枚 一 等 一 千 円

十 八 回

賣 出 十一月一日  
抽 籤 十一月二十日  
當 籤 八枚ニ付  
一 枚ノ割合

### 第十七回彈丸切手當籤番號

一 等	14728	93526	736	110	270	457	665	821
(千圓)	38877			160	271	462	666	828
一組ニ付	46244	三 等	四 等	162	272	481	668	830
四	47368	(五圓)	(二圓)	163	287	488	671	853
15701	49829	一組ニ付	一組ニ付	168	293	503	686	857
40887	53049	八百本	一万本	174	312	511	692	868
48967	54629	切手番號	切手番號	176	325	512	698	873
66856	60544	ノ百位以	ノ百位以	179	334	515	701	876
	64069	下ノ数字	下ノ数字	187	335	517	732	879
	69088	ガ下記番	ガ下記番	190	352	538	750	889
	72009	號ト同	號ト同	198	363	539	761	894
	76501	ノモノ	ノモノ	199	364	557	770	908
	77499	116	009	213	367	563	772	914
	1127	252	047	216	370	567	782	927
	2811	390	074	227	373	569	788	955
	8198	509	094	228	388	570	794	956
		534		244	392	582	799	965
		634		250	394	583	807	976
		694	100	251	401	591	814	981
				256	432	592	817	993
				261	434	597	819	994

抽籤券は五枚以上を以て取り扱ふべし。抽籤券の枚数は、抽籤券の枚数に等しい。抽籤券の枚数は、抽籤券の枚数に等しい。

人が徳義と情愛とによつて結ばれるならば、権利、義務の主張は姿を消し、互に愛し合ひ、譲り合ひ、恵み合ひ、勵まし合ふところの友情が支配するのみである。

我々は、このうるはしい關係を父子、兄弟、夫婦の間に見、また、しばしば友人の間に見る。國と國との間も、このやうなうるはしい關係に結ばれることが理想である。

大東亞の諸國家は、元來血を分けた兄弟であり、相依り、相助けて暮すべきものであつたが、米英の侵略の犠牲となり、手を握り合ふことが出来なかつた。

皇軍將兵の勇戦による大戦果が、米英を驅逐した結果、こゝに大東亞各國は、初めて本來の姿に立ち歸り、互に愛し合ひ、譲り合ひ、恵み合ひ、勵まし合つて、永遠の繁榮を圖ることとなつた。

大東亞各國を結ぶものは、徳義と情愛である。それは権利、義務の上であり、區々たる權益、思想を超越するものである。

### 週言



## 大東亞會議の意義

大東亞戰爭二周年に際して、大東亞諸國家の代表者一堂に會し、大東亞戰爭完結と大東亞の建設を議す。宣戰の大詔を拜したあの日に、誰が今日あるを豫想し得たであらうか。これに大御威威の下、皇軍の善戦勇戦と銃後一億國民の一心協力によることは勿論であるが、大東亞各國家、各民族がまた祈らざるべき東亞を建設せんとする熱意に燃え上り、「大東亞のため大東亞」をもたらしべき東洋人たる自覺にめざめて、或ひは米英に宣戰し、或ひは緊密に戰爭完結に協力し、自國と共に、大東亞隆昌の運命を賭して奮起したことが、今日あらしめた大いなる原動力であることを忘れてはならない。

十一月五日、六日の二日間に行つて帝國議事堂内で開かれた大東亞會議を、正しくかゝる大東亞の共同意志を表明し、大東亞十億民衆の團結を、事實を以て全世界に向つて明

示したものであつて、東亞の歴史に、否、人類の歴史で初めて見る盛況であり、全世界の視聽が集つてこの會議に集注されたのもまた當然である。

相會する代表六名、帝國代表東條内閣總理大臣、中華民國代表國民政府行政院院長汪精衛閣下、タイ國代表内閣總理大臣代理ソンワイタヤコン閣下、滿洲國代表國務總理大臣張景惠閣下、フィリピン國代表大統領ホセ・ベ・ラウレル閣下、ブルマ國代表内閣總理大臣ウー・パー・モウ閣下のほかに、晴れの驍將者として自由印度假政府首班スバス・チヤンドラ・ボース閣下を迎へて、會議は終始、最も眞剣に、しかも極めて友好的な空圍氣の裡に進められ、大東亞の家族會議の觀を呈した。

開會場頭、帝國代表東條内閣總理大臣から、米英の非望を剔抉し、帝國の聖戰目的を明確にし、さらに大東亞建設の基

人が徳義と情愛とによつて結ばれるならば、権利、義務の主張は委を消し、互に愛し合ひ、譲り合ひ、恵み合ひ、勵まし合ふところの友情が支配するのみである。

我々は、このうるはしい関係を父子、兄弟、夫婦の間に見、また、しばしば友人の間に見る。國と國との間も、このやうなうるはしい關係に結ばれることが理想である。

大東亞の諸國家は、元來血を分けた兄弟であり、相依り、相助けて暮すべきものであつたが、米英の侵略の犠牲となり、手を握り合ふことが出来なかつた。

皇軍將兵の勇戦による大戦果が、米英を驅逐した結果、こゝに大東亞各國は、初めて本來の姿に立ち歸り、互に愛し合ひ、譲り合ひ、恵み合ひ、勵まし合つて、永遠の繁榮を圖ることとなつた。

大東亞各國を結ぶものは、徳義と情愛である。それは権利、義務の上であり、區々たる權益、思想を超越するものである。



### 大東亞會議の意義

大東亞戰爭二周年に至らずして、大東亞諸國家の代表者一堂に會し、大東亞戰爭完遂と大東亞の建設を議す。宣戰の大詔を拜したあの日に、誰が今日あるを豫想し得たであらうか。これ一に大御稜威の下、皇軍の善謀勇戦と銃後一億國民の一心協力によることは勿論であるが、大東亞各國家、各民族がまた祈らしき東亞を建設せんとする熱意に燃え上り、「大東亞のための大東亞」をもたらしべき東洋人たる自覺にめざめて、或ひは米英に宣戰し、或ひは緊密に戰爭完遂に協力し、皇國と共に、大東亞隆替の運命を賭して奮起したことが、今日あらしめた大いなる原動力であることを忘れてはならない。

十一月五日、六日の二日間に亘つて帝國議事堂内で開かれた大東亞會議を、正しくかゝる大東亞の共同意志を表明し、大東亞十億民衆の團結を、事實を以て全世界に向つて明

示したものであつて、東亞の歴史に、否、人類の歴史に初めて見る盛觀であり、全世界の視線が擧げてこの會議に集注されたのもまた當然である。

相會する代表六名、帝國代表東條内閣總理大臣、中華民國代表國民政府行政院院長汪精衛閣下、タイ國代表内閣總理大臣代理ワンライタヤコン殿下、滿洲國代表國務總理大臣張景惠閣下、フィリピン國代表大統領ホセ・ペラウレル閣下、ビルマ國代表内閣總理大臣ウー・バー・モウ閣下のほかに、晴れの陪席者として自由印度假政府首班スバス・チャンドラ・ボース閣下を迎へて、會議は終始、最も眞剣に、しかも極めて友好的な雰囲気の中に進められ、大東亞の家族會議の觀を呈した。

開會劈頭、帝國代表東條内閣總理大臣から、米英の非望を別状し、帝國の聖戰目的を明確にし、さらに大東亞建設の基

本方針を闡明する歴史的な演説があり、次いでイロハ順で、各代表からそれぞれ本國政府の見解と抱負とが率直に、且つ力強く闡明され、關係各國の大東亞戦争完遂の決意並びに大東亞の建設、延いては世界平和の確立に對する理想と熱意とは、完全に一致するものであることが確認されたのであつた。

かくして會議第二日において「大東亞共同宣言」が提案されたが、満場一致採擇をみるに至り、堂々と中外に宣明された。次いでパー・モウ・ビルマ代表立つて「自由インドなくしては自由アジアなし」とインド獨立に對して熱烈な意見を吐露すれば、ボース首班、インド獨立に對する支援を感謝し、「誓つて英國をインドより擧り自由インドを一日も早く確立せん」とことを闡明した。これに對し東條内閣總理大臣より、「帝國はこゝにインド獨立の第一階梯として、目下帝國軍において占領中のインド領たるアングマン諸島及びニコバル諸島を近く自由印度假政府に歸屬せしむるの用意ある」旨の重大發言があり、帝國がいよいよインド獨立のために全幅の協力をなす決意を重ねて表明したのであつた。

### 大東亞共同宣言

抑、世界各國が各其の所を得、相倚り相扶けて萬邦共榮の樂を

き下ろされたものである。

これによつて、大東亞各國及び各國民にとつては、具體的に、的確なる共通の目標が得られたわけであつて、お互に大東亞建設の理念に對する理解を深め、共同の目標達成のためにはどれだけの大きな力になるか測り知れないものがあるのである。

この大東亞宣言にもられた大東亞建設要綱は、要約すれば一、共存共榮の原則 一、獨立親和の原則 一、文化昂揚の原則 一、經濟繁榮の原則 一、世界進運貢獻の原則の五原則に要約される。これはとりもなほさず皇國の理想に基づき、つねに帝國外交の基調となれるところであり、大東亞建設に對する帝國の基本的な見解と一致することはいふまでもないが、大東亞各國共同の使命及び世界平和確立の根本要綱に合致する共同要綱たり得るところに、大いなる意義があるのである。

宣言の冒頭にもあるやうに、抑、世界各國が各、その所を得、相倚り相扶けて萬邦共榮の樂を偕にするのは、世界平和確立の根本要綱である。しかして特に關係深い諸國が、互に相扶け、各自の國權に増ひ、共存共榮の紐帯を結成すると共に、他の地域の諸國家との間に協和偕榮の關係を設定することは、世界平和の最も有効にして、且つ實際的な方途であ

偕にするは世界平和確立の根本要綱なり。然るに米英は自國の繁榮の爲には他國家、他民族を抑壓し、特に大東亞に對しては飽くなき侵略擄取を行ひ、大東亞隸屬化の野望を逞しうし、遂には大東亞の安危を根柢より覆さんとせり。大東亞戦争の原因こゝに存す。大東亞各國は相提携して大東亞戦争を完遂し、大東亞を米英の桎梏より解放して、其の自存自衛を全うし、左の要綱に基き大東亞を建設し、以て世界平和の確立に寄與せんことを期す。

一、大東亞各國は協同して大東亞の安定を確保し、道義に基き共存共榮の秩序を建設す  
一、大東亞各國は相互に自主獨立を尊重し互助敦睦の實を擧げ、大東亞の親和を確立す  
一、大東亞各國は相互に其の傳統を尊重し、各民族の創造性を伸暢し、大東亞の文化を昂揚す  
一、大東亞各國は互恵の下緊密に提携し、其の經濟發展を圖り、大東亞の繁榮を増進す  
一、大東亞各國は萬邦との交誼を篤うし、人種的差別を撤廢し、普く文化を交流し、進んで資源を開放し以て世界の進運に貢獻す

この宣言こそ、東條内閣總理大臣がいはれるやうに、大東亞各國の戦争觀及び平和建設の理念を全世界に向つて簡潔強力に宣布した大憲章であり、世界の歴史に新たな一章が書

るといふはばならない。

大東亞の各國が、あらゆる點で離れ難い緊密な關係を有することは否定し得ない事實であつて、かゝる關係に立つて大東亞の各國が協同して、大東亞の安定を確保し、共存共榮の秩序を建設することは、各國共同の使命であると確信するものであつて、こゝに共存共榮の原則は確立され得るのである。

この大東亞における共存共榮の秩序は、大東亞固有の道義的精神に基き、べきものであつて、この點において自己の繁榮のためには、不正、欺瞞、擄取をも敢へて辭せざる米英本位の舊秩序とは根本的に異なるものである。

第二の「獨立親和の原則」は、大東亞各國が互にその自主獨立を尊重しつゝ、全體として親和の關係を確立すべきことをいつたもので、相手方の自主獨立を尊重し、他の繁榮によつて自らも繁榮し、自他共にその本來の面目を發揮するところにあるのみ、この關係は生じ得るものである。帝國の中華民族に對する關係をはじめ、大東亞各國に對する關係も、また相互間の關係にも、この原則が生かされてゐることは事實が何よりも雄辯である。

第三の「文化昂揚の原則」についてまづ考へられねばならぬことは、大東亞には優秀な文化が存してゐるといふ事實であ

る。タイ國代表ワソワヤコン殿下は、その發言の中で、アジアの原則に従ふ發展こそ眞の文化であると、「光は東方より、法律は西方より」といふ諺を引いたが、大東亞の精神文化は最も崇高、幽玄なものである。今後これを長養醇化して、廣く世界に及ぼすことは、物質文明の行き詰りを打開し、人類全般の福祉に寄與することからざるものあるは明らかである。従つて、かゝる文化を有する各國が、相互にその光輝ある傳統を尊重すると共に、各民族の創造性を伸暢し、以て大東亞の文化をますます昂揚せねばならぬのは當然である。

第四の「經濟繁榮の原則」は、大東亞の各國が民生の向上と國力の充實をはかるため、互恵の下に緊密な經濟提携を行ひ、協同して大東亞の繁榮を増進すべきことをいつたものである。大東亞は米英蘭多年の搾取の對象となつて來たのであるが、今後は經濟的にも、自主獨往、大東亞の人々の手により開發し、相倚り相扶けて、その繁榮を期さなければならぬのである。

かくの如くにして建設せらるべき大東亞の新秩序は、決して排他的なものではなく、廣く世界各國との間に政治的にも、經濟的にも、また文化的にも、積極的に協力の關係に立ち、以て世界の進運に貢獻すべきを明らかにしたものが、第

五の「世界進運貢獻の原則」である。

口に自由平等を唱へつゝ、他國家、他民族に對し、抑壓と差別とを以て臨み、他に門戸開放を強ひつゝ、自らは老犬なる土地と資源とを壟斷して、他の生存を脅威して顧みず、世界全般の進運を阻害して來た米英の今までのやり方は全く趣きを異にしてゐるのである。

米英が、アジアに對して過去に於いて何をして來たか。彼等は政治的に侵略し、經濟的に搾取し、さらに教育文化の美名に隠れて民族性を喪失せしめ、相互に相衝突せしめて、その非望の達成を圖つたのである。彼等の呼號する門戸開放も、機會均等主義も、東亞を植民地視する根本觀念に發したものであつて、實は彼等が東亞侵略の非望を遂げんがための便宜手段に過ぎないのである。そして、彼等の平素唱道する國際正義の確立と世界平和の保障とは、畢竟、歐洲における諸國家の分裂抗争の助長と、アジアにおける植民地搾取の永續化とによる利己的秩序の維持にほかならないのである。

このことたる我々の眼前に示されてゐる事實が何よりの證據である。米英がいはゆる大西洋憲章によつて標榜せるところと、現にインドに對してとりつゝある事實とを、彼等は如何なる倫理によつてこれを調和しようとしても不可能であ

る。敵の與へたフィリピン獨立の約束が如何に空虚なものであつたかは今更問はないとして、ケベック會談につゞくモスクワ會談が、如何に欺瞞と利己主義とに終始してゐたか、その説くところの世界組織が如何に現實放れがしてゐるか、全世界の心ある人々は、その欺瞞と偽裝と迷彩こそ、彼等米英の本性であることをすでに熟知してゐる筈である。

たとひ敵側のなすところが如何なるものであるにせよ、帝國は大東亞各國と相拂へて、天地の公道を歩み、大東亞を米英の極情より解放し、大東亞各國と協同して大東亞の復興興隆を圖るのみである。そして今や大東亞會議を契機に大東亞諸國家、諸民族の結集は成り、萬邦共榮の理想に向つて、大東亞新建設の巨歩はこゝに堂々と發足したのである。

時もよし、大東亞會議の眞最中に、南太平洋上における赫赫たる大戦果が相次いで大本營から發表された。帝國陸海軍部隊は、ブーゲンビル島に上陸を企圖して北上しつゝあつた敵輸送船團群を發見、各所に出撃または遠撃して、五日までに大型巡洋艦以下艦船五十八隻以上を撃沈破し、敵機二百五十機以上を撃墜したが、さらに六日の發表では、大中空母母各一隻をはじめ、大型巡洋艦以下四隻を過撃沈し、しかも我が方の損害未歸還三機といふ輝かしい戦果を擴大したのである。

この喜び、この感激、それはひとり我々の喜び、我々の感激にとどまらず、大東亞諸國家、十億の民衆の感激であり、感奮にほかならないのである。

南太平洋上に日米の決戦いよ／＼苛烈壯烈を極め、敵の戰略的焦躁、まさにわが出血戦術の求むるところでもある。この決戦に次ぐこの決戦、ひとり前線の將兵にとどまらず、我々の血を沸かせ、肉を離らさずにはゐられない。

我々にはすでに大東亞の確乎たる戰略態勢あり、こゝに大東亞の結集成る。「アジアは一つなり」と先人が喝破した至言は今や現實となつて、アジア十億の總力を結集して、敵米英の撃滅に邁進し、大東亞建設に向つて突進する日がつひに來たのである。

正義の向ふところ敵なく、究極の勝利は我に歸すべきは我がの信じて疑はざるところ、我々に残るは完勝への突込みあるのみ。この感激、この感奮を我々の實踐に生かし、寸刻を争ひ、生産の増強、戦力の擴充にあらん限りの力を捧げ盡して、一機でも多くの飛行機を、一隻でも多くの艦船を前線にくり出して、敵米英の非望を今こそ破摧し、聖戰完遂を期し、聖慮を安んじ奉らねばならない。

時は來た。たゞ我々の總戰起、總突撃あるのみである。

# 日華同盟條約締結

去る十月三十日午前十時、南京において我が谷大使と國民政府汪行政院院長との間に日華同盟條約が署名調印され、同日午前十一時、その旨、日華兩國政府から發表されたが、帝國政府は情報局發表を發表したばかりでなく、政府聲明及び總理談話を公けにした。なほ、本同盟關係の約定は條約、附屬議定書及び交換公文の三者から成るものであるが、その全文もまた餘すところなく發表されたのである。

## 日華關係の明瞭化

第一に、本條約が日華國交上非常に重要であるといふ理由は如何。まづ本同盟關係諸約定の要點を摘記すれば、

- 左の通りである。
- 一、同盟條約前文において本條約の精神として日華兩國が「相互に善隣としてその自主獨立を尊重しつゝ、緊密に協力して、道義に基づく大東亞を建設し、以て世界全般の平和に貢獻せんことを期す」るものであることを述べ、さらに右精神達成のため障礙となる一切の禍根を排除する確乎不動の決意を有することを強調してゐる。
  - 二、永久友好、互助敦睦(第一條)
  - 三、大東亞建設及び大東亞安定確保のための緊密協力(第二條)
  - 四、經濟提携(第三條)
  - 五、本條約締結の結果、昭和十五年締結の日華基本條約はその效力を失ふこと(第五條)
  - 六、戰爭終了と共に撤兵すべきこと、及び北清事變に關する北京議定書及び關係書類に基づく駐兵權の拋棄

## 七、諸事項の調整(交換公文)

右の第五にある通り、從來日華兩國間の基本的關係を規定したものは、昭和十五年十一月三十日に締結の日華基本條約であつたが、今後は右の基本條約に代つて、本同盟條約が日華兩國間の基本的關係を規定するのである。

本年一月九日、日華兩國は大東亞戰爭完遂についての協力を關する日華共同宣言を發表し、戰爭完遂のため兩國は軍事上、政治上及び經濟上、完全なる協力をなすべきことを宣言したのである。實に兩國は共同の敵米英擊滅のため、この宣言の通り各般に互りあらゆる協力をなしつゝあり、これによつて對米英必勝の態勢は、いやが上にも確乎となつて來てゐるのであるが、さらに今般の同盟條約によつて、我が方戰勝の後においてもますます日華提携の強固なるべきことが強く定められたの

## 道義に基づく大東亞建設

であるが、これが同時に日華兩國の基本的關係を明らかに約定するものとなつたのである。

かゝる兩國間の基本的關係の態様としては、前記二、三及び四として述べたやうに、永久友好、大東亞建設及び大東亞安定確保のための緊密協力、經濟提携といふ三原則によつて示される。兩國は永久に相倚り相扶け、汪主席が唱へられたやうに同甘共苦、同生共死の間柄であることが闡明されたのである。

勿論、このやうな日華緊密提携の大原則は、我が國が在華帝國專管租界の還附、公使館區域行政權の移管、在華敵産の移管、治外法權の撤廢、共同租界行政權の回收等の措置により、着々と如實に展開されて來たところであつて、これはいはゞ中國の自主獨立の完

成と國民政府の政治力發揮とを援助せんがため、その有する不平等條約の全面的撤廢を目標に、帝國のかねて標榜する道義に基づく大東亞建設の見地から、着々と實行して來たのであつた。

かくて、今や中國はその自主獨立を根基とする新中國の建設を着々と推進しつゝあるのである。こゝにおいて日華兩國は、兩國の間柄については、堂々永久善隣友好の關係を明確にし、相互にその主權及び領土を尊重しつゝ、各般に互つて相互敦睦の手段を講ずべきことを定めた(第一條)。

さらに兩國は、大東亞新秩序の二天支柱として、大東亞の建設と安定維持のため相互に緊密に協力し、あらゆる援助を吝しまさざるべきことを規定してゐる(第二條)。

まことに前文に述べられた日華提携の精神と、東亞新秩序に對する決意がそのまゝ正式に規定されたのである。

しかして右のやうに、政治・軍事その他各般に互る協力を力強く推進してゆくものとして、兩國は更に互恵を基調とする緊密な經濟提携を行ふべきことを約定した(第三條)。これは中國の民生安定、經濟繁榮のために重要であるばかりでなく、兩國が相提携して大東亞建設に貢獻しようとするに當り、必ずやその貴重な礎石となるものである。

我が對華政策は中外に宣言された通り、着々と實施されてきたのであるが、今般の同盟條約によつて兩國の基本的關係が明確に約定されるに至つたのであつて、正にその最高峰に達したといふべきである。

### 常に列國に先んずる我が態度

次に本條約附屬議定書には、我が國が兩國間の全般的平和を克服し戰爭状態終了の際、中華民國内に派遣されて

る我が軍隊を撤去すべき旨を約したばかりでなく、さらに我が國が從來、北清事變に關する北京議定書及び關係書類に基づいて有する駐兵權をすら拋棄することを約したのである。

これは我が從來の公正な態度からみれば當然なことを規定してゐるのに過ぎないかのやうであるけれども、米英が一旦相當期間に亘つて兵を派したところは、必ず何等かの收穫なくしては手放さないやうな對比すれば、その公正なことを理解できるのである。いはんや列國と同様に、北清事變に關する議定書及び關係書類に基づいて有して來た駐兵權をすら、列國に先んじて拋棄したのであるから、ますますこの間の事情は明白である。

最後に交換公文において、現に中華民國に存在する既成事項中、調整を要するものは今般の同盟條約の趣旨に鑑み、兩國間の全般的平和克服し戰爭

状態終了したとき、本條約の趣旨に準據して根本的に調整すべきこと、及び戰爭繼續中であつても、情況が許すやうになるに従つて、逐次兩國間の協議によつて、本條約の趣旨に準據して所要の調整を行ふべき旨の了解が成立したことを明らかにしたのである。

支那事變勃發以來、現地における軍事的及びその他の要請によつて、幾多の非常事態が生じてゐることはむしろ當然である。この非常事態をどしどし調整してゆくことは、中國民衆にとつてこの上もない願望と思はれるのであるが、他方、いまなほ抗日分子が残存してゐる現地の事情の下では、我が軍隊を引揚げることは到底不可能であり、従つて非常事態の平常化は、また至難の業と申さざるを得ない。

### 大東亞の安定に確保

ところが、右の交換公文により帝

國は中華民國との間に戰爭終了後、かかる既成事項を調整すべき旨を了解したのみならず、戰爭繼續中であつても、情況次第によつては、順次兩國間の協議によつて調整すべきことの了解が成立したのである。

これは一に帝國が中國民衆の福祉を冀念する熱誠より出たものである。これまで約束した事柄は、如何なる困難があらうとも實行し遂げた帝國としては、この至難の業をも必ず實行しようとの決意を有する次第であつて、右のやうに交換公文において、はつきりと右了解の成立を確認したのであつた。

右のやうに説明して來ると、このやうな結構な條約であるならば、何故今日まで締結されなかつたのであらうかといふ疑問が起つて來るかもしれない。殊に華隣友好の大義は、既に數年

前にはゆる近衛聲明において表明されたのであつたけれども、當時にあつては殘念ながらこの大義を成文化することが出来なかつたのである。

當時は未だ大東亞戰爭勃發前であつて、東亞、なかんづく支那には米英の優勢勢力が蟠踞してをり、政治、經濟、軍事、文化の各方面に亘つて日華兩國間の離間を圖り、兩國の接近を妨害牽制しつゝあつたからなのである。例へば、駐兵權拋棄の問題にしても、たとひ帝國がこれを斷行しようとしても、單獨に行動するならば中國の東縛桎梏を除却することが出来ないだけでなく、かへつて米英が橫暴跳梁を恣にする結果となる危険があつた。

しかしながら、今や大東亞戰爭の勃發により大東亞から米英の勢力は一掃され、國民政府もまた米英に對して戦ひを宣したため、日華兩國は俾るところな

く、本然の唇齒輔車の間柄をありのまま約定し得る状態に立ち還つたのである。

即ち兩國は相携へて大東亞の安定を確保し、東亞復興興隆のため、その有する共同使命を達成しようとし、今回のやうに同盟條約を締結するに至つたのである。

このやうに、帝國はこの日華關係の根本を確立したのであるが、滿洲國、タイ國、ビルマ國、及びフィリピン國との間には既に道義を基調とする緊密な協力關係が確立してゐるのであつて、十一月五、六日の兩日に亘つて行はれた大東亞會議によつて如實に現はされたやうに、大東亞諸國家の相倚り、相扶けてゆく結果は完成されたのである。この意味において日華同盟條約の締結は、まことにその意義甚大といふべきである。(大東亞會)



## 帝國の外交方針と 米英の戦争目的

今次の戦争は、米英の乗り出した帝國主義的戦争の最大なるものである。米英は傳統的に世界の大部分を自己の植民地として支配せんとする政策を有し、ヨーロッパ大陸の諸國家も、アジアにおける諸民族も、皆その傘下に集るべきものと考へてゐる。彼等は、重慶は當然彼等の手先として東亞に謀叛すべきものと考へ、インドは永久に彼等の搾取に甘んずべく、しかしフィリピンはまた、永久に彼等の驅使すべきものと考へてゐるやうである。英國は、その世界植民地帝國の維持

を目的として、歐洲における傳統的勢力均衡政策を運用して戦争を挑發した。今次の戦争によつて、そのアラビア、イラン、イラク、インド方面におけるアジア民族の支配をますます強固にし、さらには再びビルマに對する把握を回復して、進んで支那及び東亞全般に對する支配的地位を奪回しようとして焦つてゐる有様である。米國は今度の戦争を利用して、その世界的帝國建設の野望を實現しようとしつゝある。南北米洲におけるその支配權の擴張は、モンロー主義の變形で

あると稱して辯明これ努めてゐるが、さらに海を越えて北大西洋方面において、また直接歐洲を支配できる北阿及び西阿方面は勿論、アジアその他各地において、着々世界的帝國建設の地位を固め、英帝國の地位に取つて代らんとするとさへいはれてゐるのであつて、フィリピンを再び占領して、東亞管理の本據となし、太平洋を支配しようとしてゐるやうである。このやうにして、世界を米英及びその追隨國の勢力の下に置くことが眞意であることが、ますます明瞭になつて來た。彼等の子弟は、遙かにその本國を離れて南北太平洋方面で、はたまた西南アジア方面において、赤道直下のソロモン群島においても無人のニューギニアにおいても、彼等の恐怖してゐる敵、即ち我が忠勇無比の陸海精兵と死闘を繼續してゐるのである。彼等は何故に瘴癘未開の地に懸軍

萬里、その子弟を敵の砲彈の好餌としてゐるのであるか。彼等は何のために大軍を派遣して、東亞を東亞人の手より奪はうとするのであらうか。いふまでもなく、その世界的植民地帝國を回復し、または建設しようとの野望を達成せんとするものである。彼等は自らこの野望を他民族の犠牲におきて、而して相手方に對し、いはゆる「無條件降伏」を強ゆるまで徹底的に遂行するものと稱してゐる。美辭麗句を好む彼等のこの露骨な言葉は、最もよくその野望を宣明したものであつて、この宣明をなした勢力は、かつて我が國をも他の東亞諸國と同様に、植民地として征服しようとしたその同一の勢力であることを記すべきである。帝國が帝國以來の我が華隣友好の精神を、いはゆる對支新政策の實施によつてますます鮮明にして以來、米英のアジアに對する政策は、不思議にも表

面的に變化を遂げてゐるやうである。彼等は最近、世界を支配する數箇の大國の中に重慶政權を數へてをり、これは、これまで彼等の夢想だにしなかつたことであるが、戦争の進行に伴ひ、あらゆる手段をもつて重慶の甘心を買ひ、これを説得して日本に反抗させようとして焦つてゐるものとみえる。彼等は、アジア人をもつてアジアを擯棄しようとする傳統的政策を放棄することは出来ないのである。帝國が、中國は中國人への主義の下に新政策を推進して幾多の施策實施に移るや、彼等は重慶と交渉して名義上の不平等條約撤廢の約束をなした。前回大戦の終りを告げ、平和の理想境を作り出すべく集つたパリ會議において、人種平等待遇の主義は參列者大多數の賛同があつたにもかゝらず、英米の反對によつて弊履の如く捨てられた。それ程、彼等の人種差別の

觀念は深いのであるが、不思議にも戦争進行と共に、支那人に限り移民法の改訂を行つて、重慶に對する甘言の表徴となさうとしてゐるやうである。永い間約束されたフィリピンの獨立は、米國の占領せる間はあらゆる口實の下に遷延され、恰も無期延期の感があつた。ところが米國軍隊が比島より追はれて、その獨立は、直ちに準備され、實現した。日本の施策は、むしろ不言實行を重んずるのである。しかるに、その行ひ得べき時に行はなかつた米國は、俄かに日本と競争するかのやうに、ルーズヴェルトは「比島獨立を急速に實現し得るの權限を議會に要求した」と報ぜられてゐる。これが彼等のやり方である。東亞は東亞人の奮起によつて救ふよりほかに途はないのである。英國のアジア侵略の歴史はすでに久しい。英國はインドに對して、その抑

歴力の弱いときは、幾度かの空虚な

約束をもつて一時を糊塗し、抑壓力の回復するに及んで約束を破棄して顧み

なかつた。そのやり方は、前回の大戰

い。しかし、これを我々よりみれば、

東亞は東亞人の郷土であり、本據であ

る。我々はこの本據を衛り、この郷土

ある。タイ國は英國に奪はれたその在

來の領土をも回復した。ビルマも比島

も獨立し、自由印度は奮起した。こゝ

ふるけれども、東亞を理解するものに對しては、これを歡迎するに、吝け

ない。否、東亞は世界に向つて廣く文

りである。

由來、正義に反する侵略的植民地戰

が勝を制したことは、自分の記憶によ

る。彼等の世界に對する要求は、平等

でもないのである。今日、東亞は協力

十一月

- 十一日 一行二善の稱す、きあるは一曲の士なり山國業行
十二日 しひて風情をもとめず 山口 業堂
十三日 禍は日より出でて身を破る、福は心より出でて我をかざる 日 隆
十四日 人はたゞいかほどもなさけおほしませ 日 隆
十五日 佛前の御前にまゐりては今生の能には正直の心をたまはらん 北條 重時
十六日 一切の煩惱は機は撥けたる處より起る 鈴木 正三
十七日 他人を咎めんとする心を咎めよ 清瀬 滿之

# 戦時行政職権特例の改正

去る十一月一日を期して農商、軍需、運輸通信三省の創設を中心として、各般に亘る行政機構の劃期的な整備刷新が實現されたが、これと相並んで政務執行の敏捷化と、地方行政機構の整備を期するに、戦時行政職権特例が改正され、内閣總理大臣の指示制度及び職権移動制度が擴充されると共に、地方行政協議會長の機能強化が行はれ、戦時下行政運営の決戦化態勢は、正に完璧に近くなつたものといへるのである。

以下、戦時行政職権特例中改正の要點を略説しよう。

一 改正の第一點は、内閣總理大臣の指示權の擴充である。

從來の第一條としては、内閣總理大臣が關係各省大臣に對し指示をなし得る場合は、重要軍需物資の生産擴充上、特に必要ある場合に限定されてゐたのであるが、今回この指示制度を更に擴充し、右の場合のほか、なほ主要食糧の確保、防空の徹底強化その他綜合國力の擴充運用上、特に必要ある一切の場合に、關係各省大臣に對し指示がなされ得ることになつたのである(第一條關係)。

二 改正の第二點は、職權移動制度の擴充である。

從來の第二條と第三條の規定としては、必要なる行政職權の移動をなし

得るのは、重要軍需物資の生産擴充上、特に必要ある場合に限定され、また移動をなし得る行政職權の範圍は勞務、資材、動力及び資金に關する行政職權に限定されてゐたのであるが、今回この職權移動の制度を更に擴充し、右のほか、なほ職權移動をなし得る場合として、主要食糧増産上特に必要ある場合を加へ、且つ移動をなし得る職權の範圍として食糧、施設及び運輸に關する職權を加へたのである(第二條及び第三條關係)。

三 改正の第三點は、地方行政協議會長たる都廳府縣長官の指示權の強化である。

從前の第六條第一項としては、地方行政協議會長たる都廳府縣長官は、當該地方における各般の行政の綜合連絡調整に任じ、必要あるときは、廳府縣長官に對しては直接指示をなし得るのであるが、財務局長、營林局長、鑛山監督局長、鐵道局長等の地方

行政協議會長第四條に規定するその他の官衙の長に對しては、直接指示をなすことができず、それ／＼の所管大臣に對し申入れをなし、その指示の發動を求め得たに過ぎなかつた。

ところが今回の改正により、これ等の官衙の長に對しても、直接指示をなし得ることとされたので、地方行政協議會長たる當該長官の行政の綜合連絡調整に任ずる機能は、著るしく強化されるに至つたのである(第六條第一項關係)。

四 改正の第四點は、地方行政協議會長に内閣總理大臣及び各省大臣の職權の一部を行はせることにした點である。

今回の國內態勢強化の一項目として、中央官廳業務をできるだけ地方廳へ移譲することに決定したのであるが、今回戦時行政職権特例に新たに第七條が規定せられ、地方行政協議會長たる當該長官に對し、各大臣の輔佐機關としての機能をも附加し、各大

臣の職權の一部を行はせる途が設けられたのである。これによつて行政運営の敏捷化、的確化が大いに庶幾され得るのである(第七條關係)。

以上の如く、地方行政協議會長たる都廳府縣長官の職權は、ますます重且つ多となるので、地方參事官臨時設置制を改正し、從來の地方參事官各一名宛のほか、地方副參事官専任二十人以内を設け、職權行使を助けさせる等、必要な措置が講じられたのである。

## 國民の創意着想の受付口

航空機に、電波兵器に、前線には續々と新型、改良型、科學兵器が出現し、その一つ／＼が敵局の歸趨に重大な影響を及ぼしてゐる事實は、一國の科學技術力こそ國運を決する最も重大な要素の一つであることを切實に痛感せしめるのであります。政府はこれに對應するため、去る十月一日、科學技術員綜合方策を確立して、戦力の飛躍的増強に向つて力強く發見しました。この「科學技術員綜合方策」においては、その重要な一環として、廣く一般國民の協力により、その創意發明の吸収、活用を創設する方策をとり上げ、十一月一日實施されました。

創意發明活用の具體的措置の第一としては、新たに一般國民から提出する創意發明に關する案件を受理する窓口が開かれたのであります。このたびの行政機構改革の機會に、技術院總務部の内に特に設置された創意發明がそれでありました。

この窓口では、廣く一般國民からの創意、着想、發明、考案に關するあらゆる案件を受理することになつてをります。必ずしも完成された發明考案に限ることなく、兵器生産、國民生活等に關し、決戦下、戦力増強に役立つ見込のあるものならば、單なる工夫着想の類でも、大いに歡迎します。

ここで受理した案件は、すべてその道の堪能な専門家の審査にまはし、あらゆる角度から検討して、その中に著る東京俊秀な萌芽を拾ひ出し、それ／＼適當な軍官、軍民研究機關や生産現場等に移して、速かに戦力増強に資成し、或ひは利用活用の方法が講じられる運びとなるのです。

この窓口は創意發明に關する案件を提出することは、その精神において、從來の特許出願とは全く異なるものであります。むしろ國防献金と同様、一般國民の智能、熱誠の精神に發する創意發明献納とも稱すべきでありますから、大いに活用していただきたいものです。

# 中央官廳の決戦機構

政府は國內形勢強化方策の一環として、行政運営の決戦化を期し、一大決意を以て諸般の具體措置を急いでみたが、去る十一月一日、農商省、軍需省、運輸通信省の新設をはじめ、中央各廳の殆んど全部に亘る機構改革を實施した。即ち、廢止されたもの、四省、一院、十三局、六所、新設されたもの三省、二部、四局、二所、移管一局といふ廣汎多岐に亘るもので、これと同時に官吏定員の大縮減も行はれ、行政の簡素強力化に對する政府の積極的意圖を示した。

一方、行政運営の強力化をはかるためには、内閣總理大臣の行政上の權限の強化並びに地方行政の整備強化等をはかる必要がある。所要の手續を経て同日付官報を以て戰時行政職權特例中改正勅令が公布實施せられたほか、地方行政協議會の機能強化のため地方副參事官をも設置するなど、行政機構はこゝに劃期的な改正を見、強力なる國政運営の基礎は確立した。

## 農商省

農商省は、戰時下國民生活物資として、政と同様に、國民食糧の増産確保と、農山漁家の安定確立に置くことは勿論であるが、一般民需物資に關する所管

を統合調整して、民需物資につき綜合的に管理する建前をもつて設置されたものである。

所管事務を要約すれば、農林畜水産物、飲食料品、纖維工業品、主として國民生活の用に供するその他の工業品及びこれ等の生産に必要な専用物品の

生産、配給及び消費、物價一般、農山漁家、商一般並びに度量衡及び計量に關する事務を管理する。

農商省の機構は、行政運営決戦化の基本方針に基づき、努めて簡素を旨とし、これまでの農林省の六局と商工省及び物價局より移管された局課とを統合調整して、七局となつたが、局の名稱と所掌事務の概要は左の通りである。

**總務局**  
農林省總務局で所掌した事項（價格に關するものを除く）と、商工省總務局及び企業局の所掌事項の一部とを併せ、物資の生産、配給、消費の綜合計畫の設定、その他重要政策の綜合調整、農林畜水産業用物資の配給及び消費、油脂に關する事務を掌る。

**農政局**  
農政局

**山林局**  
山林局

**水産局**  
水産局

以上三局は、これまでの農林省の同名

の局の所掌事項と、だいたひ同様の事項を掌る。

**纖維局**  
これまでの農林省纖維局と商工省纖維局の所掌事項を二括處理する。

**生活物資局**  
これまでの農林省食品局の所掌事項の大部分と、一般民需工業品に關する事項等を併せ處理する。

**物價局**  
軍需物資の價格に關するものを除き、これまでの物價局と農林省總務局の所掌事項を併せ、物價一般と農商省所管物資の價格統制に關する事項を掌る。

なほ外局として、馬政局、食糧管理局があることは、これまでの通りである。所管官衙としては、これまでの農林省所管のものほかに、中央度量衡檢定所、同支所、出張所、纖維工業試驗所及び工器指導所がある。

大臣官房 秘書課 文書課 統計課  
會計課  
總務局 總務課 物資動員課（生活物資）

**農政局**  
農政課（農産の増産、肥料統制、耕地、農産、特産、甘藷、馬鈴薯の改良、増産、畜産、飼料、農業保險）  
林政課 企業課 造林課  
作業課（木材の生産、林道建設、その他木材の増産）  
木材課 燃料課

**山林局**  
林政課 企業課 造林課  
作業課（木材の生産、林道建設、その他木材の増産）  
木材課 燃料課

**水産局**  
漁政課 水産課 海洋課  
施設課

**纖維局**  
計畫課 蠶業課 綿業課  
絹毛課 人造纖維課

**生活物資局**  
監理課 農産食品課 畜産食品課 工業食品課 工業品課

**物價局**  
統制課 農林課 日用品第一課（日用品、食糧、食料品、油、糖）  
日用品第二課（繊維工業品、木材等）

# 軍需省

今や西南太平洋を中心とする戦局は、日増しに凄愴激烈の度を加へ、將來さらに重大化しようとする形勢にある。この難局を突破する途はたゞ一つ、軍需生産の劇期的増強、特に航空戦力の飛躍的擴充を圖る點にあることはいふまでもない。

ところが、従来右に關する行政は各省に分屬し、相當複雑であつたので、ここに政府は航空機を中心とする軍需生産を計画的かつ強力に遂行する目的で、去る九月二十八日の閣議において遂に軍需省の設置を決定するに至つた。この結果、企業院と商工省は廢止され、軍需生産關係の行政組織は、殆んどすべて軍需省へ吸収されることになつた。

## 所管の範圍

軍需省は、その名稱の示すやうに、特殊の例外を除いては、軍需生産に關する一切の行政を營むことをもつて建前とする。軍需省官制は、その第一條に、軍需大臣の管理すべき事務の範圍を左のやうに規定してゐる。

- 一、國家總動員の基本に關する事項
- 二、鑛工業一般に關する事項
- 三、鑛產物及工業品（鐵道車輛、鐵道信號

保安裝設、船舶、船舶用品、纖維工業品及主として國民生活の用に供するその他の工業品を除く。以下所管物資と總稱す。の生産、配給及消費並に價格に關する事項

- 四、主要軍需品の原料及材料並に特定軍需品の生産管理、發注及調辨に關する事項
- 五、民間工場の利用及び設備經營の指導の軍需上必要な統制に關する事項
- 六、所管物資または電力の生産または配給を目的とする企業（他の目的の企業を兼營する場合においては、當該部分に限る。以下所管企業と稱す）における勤務管理、賃金、資金調整（資金の調達に關するものを除く）及經理統制（増配に關するものを除く）に關する事項
- 七、電氣及發電水力に關する事項
- 八、アルコール及石油の專賣に關する事項

即ち右によれば、軍需省は航空機を中心とする軍需品生産のために全生産部門の全段階にわたり、一貫して強力

な管掌を行ふことになり、いはゞ軍需生産行政の總元締であるといつても過言ではない。

## 部局の構成

右の廣汎な行政事務を分掌するため、軍需省には大臣官房のほか、總動員局、航空兵器總局、機械局、鐵鋼局、輕金屬局、非鐵金屬局、化學局、燃料局及び電力局の一總局及び八局が置かれ、なほ外局として企業整備本部が置かれる。

總動員局は、その名の示す通り、物動、生嶺その他國家總動員に關する基本事項のほか、軍需行政全般に關する綜合調整の事務を掌理して省内事務の統一に當る。本局は更に總務、動員、監理の三部に分れる。

航空兵器總局は、航空機及びその關聯兵器器材等に關する事務を掌る。本總局は更に總務、第一、第二、第三、

## 第四の五局に分れる。

機械、鐵鋼、輕金屬、非鐵金屬、化學、燃料、電力の各局は、それ／＼所管物資に關する事務を掌る。企業整備本部は、企業整備の統轄と金屬類の回收に關する事務を掌る。

以上のやうな本省組織の下に、生産現場の實態把握とその指導監督に萬全を期するため、従來の各省監督官、即ち商工省の工務官、厚生省の勞務官並に陸海軍の監督官及び監督官等で、軍需省所管工場、事業場に派遣されてゐたものを一體化して、新たに軍需監督官が任命され、全國九行政地別に軍需監督部が設置される。

軍需監督部は、工場、事業場における生産管理、勤務管理の事務のほか、資金調整及び經理統制並びに電氣及び發電水力に關する事務を分掌することに定められてゐる。現場の監督官は、工場、事業場における生産管理と勤

勞管理の任に當り、工場の生産擔當者と一體となり、生産の指導管理に當るものである。

なほ軍需監督官は、地方各官廳と緊密な連絡をとり、生産行政の運営に十全を期すことになつてゐる。

## 軍との關係

前述のやうに軍需省は、主要軍需品の原材料並びに特定軍需品の生産管理、發注及び調辨に關する事務を掌理するのであるが、右の特定軍需品といふのは、差當り航空機とその關聯兵器器材等を指すのであつて、その他の兵器と艦船については、従來のやうに陸海軍がそれ／＼の所管の下で指導監督を行ふのである。

なほ特定軍需品に關する軍需上必要な事項については、航空兵器總局長官と燃料局長は、陸海軍大臣の指揮監督を受けることになつてゐる。これは

軍需省の所管する航空機及び關聯兵器器材並びに航空燃料等については、陸海軍は軍事上極めて密接な關係を有するからである。

さらに軍需行政は、軍の統帥と直ちに緊密な關係を有するので、運営上、周到な注意が拂はれることは勿論である。

### 新省の陣容

軍需行政は嚴肅な統帥と多端な生産との間にあつて、進展する戦局に即應しつゝ、最も円滑にして最も迅速な運営を行ふことが切望される。

このため軍需大臣は、東條總理大臣が自ら重責に任じ、前商工大臣たる岸國務大臣が次官としてこれを輔佐することになつた。部内職員には文官のほか、特に陸海軍現役將校も任命されることになり、必要により民間人も登用され得ることとなつてゐる。かくし

て各方面の智識を結集して、刻下緊急の要請に應ぜんとするわけである。

### 廳舎及び法規

軍需省は開設と同時に、取敢へず舊商工省廳舎に門標を掲げたが、直ちに移轉し、官房秘書課文書課のほか總動員局總務部及び航空兵器總局は舊會計検査院廳舎に入り、官房會計課、總動員局、鐵鋼局及び輕金屬局の各局は大藏省廳舎の五階に、機械、非鐵金屬、化學及び電力の各局はその四階に入ることとなつてゐる。日比谷の燃料局分室はそのまゝで、企業整備本部は、舊東京鐵山監督局廳舎に移る筈になつてゐる。

軍需省の設置に伴ひ、制定または改正を要する官制その他關係法令は、それぞれ所定の手續を了して公布をみたが、これまで各省で執行されたその他の行政行為についても、新たに軍需省所管事務に關するものは、別段の定め

のない限り、軍需省に引繼がれて依然效力を有するのである。

### 國民の協力

かくして軍需省は決戦下の重責を擔ひ、航空戦力の飛躍的増強に一路邁進することになつた。しかしながら、かかる重大任務の遂行は、ひとり軍需省のみによくなし得るところではない。直接軍需生産に従事する産業界全員が自己の職責と聖戦の本義に徹して、一大奮起をなすと同時に、一般國民もまた一切の生活が直ちに軍需生産に連なることを自覺して、その總力を急速に戦力化するものが切望されるのである。なほ、軍需省の分課は次ぎの通りである。

- 官房 秘書課 文書課 會計課
- 總動員局 總務課 (重要物資の生産及び移轉)
- 總務部 總務課 (重要物資の生産及び移轉)
- 燃料局 燃料課 (石油、石炭、石油)
- 鐵鋼局 鐵鋼課 (鐵鋼)
- 輕金屬局 輕金屬課 (輕金屬)
- 化學局 化學課 (化學)
- 電力局 電力課 (電力)
- 石炭部 石炭課 (石炭)
- 酒精部 酒精課 (酒精)
- 企業整備本部 企業整備課 (企業整備)
- 石油部 石油課 (石油)

- 動員部 第一課 (動員) 第二課 (動員) 第三課 (動員)
- 監理部 監理課 (監理)
- 航空兵器總局 官房 (庶務及び調査)
- 總務局 (總務)
- 第一局 (第一局)
- 第二局 (第二局)
- 第三局 (第三局)
- 第四局 (第四局)
- 機械局 (機械)
- 鐵鋼局 (鐵鋼)

- 輕金屬局 (輕金屬)
- 非鐵金屬局 (非鐵金屬)
- 化學局 (化學)
- 燃料局 (燃料)
- 石油部 (石油)

- 電力局 (電力)
- 石炭部 (石炭)
- 酒精部 (酒精)
- 企業整備本部 (企業整備)
- 石油部 (石油)

## 運輸通信省

戦時における運輸通信の業務は、用要な各般の國家活動に至大の關係を有する。兵作戦に關しては勿論、生産擴充、特するに軍需生産、國民生活の確保その他重

戦力擴充の基礎である海陸空の綜合輸送力を急速かつ徹底的に強化すると共に、戦時通信能力を十分に發揮することが極めて緊要となつて來た。

このため政府では、運輸通信省を新設し、これまで逓信、鐵道を始め各省に分屬してゐた運輸通信に關する行政事務を綜合統一し、運營の簡素強化、能率の高度發揚を期すことになつたのである。

### 一、本省機構

これまで鐵道省には大臣官房と六局（總務局、要員局、監理局、業務局、施設局、資材局）、また逓信省には大臣官房のほか内局として五局（總務局、郵務局、電務局、工務局、電氣局）と、外局として貯金局、簡易保險局、航空局、海務院の三局一院があつたほか、運輸通信

に關聯する他の省の事務としては、企業院の第五部の事務、内務省國土局の港灣事務、商工省機械局の鐵道車輛その他陸運機器に關する事務、企業局の倉庫等に關する事務、文部省科學局の氣象事務、大藏省所管の稅關事務等があつたが、これらを綜合、簡素強化して、大臣官房のほか企業局、鐵道總局、海運總局、自動車局、港灣局、航空局の一總局、四局とし、別に通信院を設置した。

1 企業局は、陸海空綜合輸送力の最高指揮を強力に推進するため、運輸に關する綜合計畫の策定、その他重要政策の綜合調整に關する事項と、内地と内地以外の地域における運輸の連絡に關する事項を所掌する。

2 鐵道總局は、國有鐵道と、これに關聯する國營船舶の業務ならびにその附帯業務の業務、施設および資材に關する

事項、地方鐵道および軌道の監督に關する事項、これ等の要員に關する事項、帝國鐵道會社に關する事務一貫、鐵道車輛その他の陸運に關する機械器具に關する事項、臨港倉庫に係るものを除く倉庫營業等に關する事項を總局内の長官官房と總務局、業務局、施設局、資材局の四局で分掌する。

3 海運總局は、船舶、港灣、船員、航路標識その他の水運に關する事項、港灣の運營に關する事項、臨港倉庫に係る倉庫營業に關する事項等を總局内の長官官房と總務局、海運局、船舶局、船員局の四局で分掌する。

4 自動車局は、現下陸上輸送の隘路たる自動車および小運送小運搬等の地方運送能力の増強に重點を指向し、自動車その他地方運送に關する行政を統一強化し、國有鐵道に關聯する國營自動車、自動車交通事業、小運送業その他鐵道および軌道を除く陸運事業に關する事項および自動車その他の陸運、即

ち鐵道および軌道ならびに軍需省所管の自動車製鐵事業、同部分品製鐵事業を除く陸運の機械器具の製造、修理加工、配給等に關する事項を掌理する。

6 港灣局は、水陸接離地點たる港灣が海陸兩運の綜合輸送力發揮の上に重大な影響を有する點に鑑み、これを一大臣の下に統括し、海運に密接なる關係のある港灣運送、稅關等、港灣の運營に關する事項は海運總局で所掌するとし、港灣の建設、保存、管理ならびに港灣の公有水面の埋築、干拓等に關する事項は港灣局で所掌し、港灣の運營と共に水陸連絡に必要な港灣施設の土木行政と工事施行の一體化を期した。

6 航空局は、航空事業とその乗員等航空に關する事務を掌り、現在の三部を監理部と乗員部の二部に簡素強化し、航空事業の指揮助成に當ることになつた。なほ航空機製造事業は、軍需省所管となつた。

### 二、通信院

次に外局の通信院の機構は、總務官房のほか總務局、業務局、工務局、通信監督局、貯金保險局の五局を設けた。

1 總務局は、所管行政に關する綜合計畫の策定その他重要政策の綜合調整に關する事項と従事員の給與、厚生、養成に關する事項のほか、通信事業特別會計に關する事項を所掌する。

2 業務局は、だいたひ従来の逓信官郵務局と電務局の所掌事務を併せ、郵便と電氣通信、これらの附帯業務に關する事項を所掌する。

3 工務局は、通信施設の建設と保存に關する事務を所掌する。

4 通信監督局は、郵便と電氣通信の檢閲、電波の監視に關する事項を所掌する。

5 貯金保險局は、これまで逓信省の外局であつた貯金局と簡易保險局を併せて内局とし、これに郵便貯蓄、郵便貯

金、簡易生命保險、郵便年金、これらの附帯業務等を所掌する。

なほ、地方機構としては、鐵道局と逓信官署は現行通りとし、氣象官署は現行のまゝ、文部省より運輸通信省に移管し、また現行の海務局と稅關等を統合して海運局を設置した。

行政機構の變改に當つては、簡素強化を旨とするは勿論、特に決戦下のこの際、能率の低下を極力避けるため、可及的に現行のまゝ移行統合することに努めたが、海運局は、横濱、名古屋、大阪、神戸、門司、新潟、鹽竈、小樽の八ヶ所に設置し、鐵道局は現行通りとし、逓信局は新潟と松山に増置した。

大臣官房 考査室、文書課、秘書課、會計課、防衛氣象課（文書官と）  
企業局 第一課、第二課、第三課  
鐵道總局（従来の六局を以て）

**長官官房** 總務課 人事課  
**總務局** 總務課 主計課 會計課  
 調査課 勸業課 整理課  
 (勸業局) 勸業課 整理課  
 (勸業局) 勸業課 整理課  
 (勸業局) 勸業課 整理課  
**業務局** 總務課 監理課 (監理局)  
 財務課 (財務局) 倉庫課  
 國際課 制度課 輸送課  
 船舶課 運行課 車務課  
 保安課  
**施設局** 規畫課 整備課 保修課  
 線路課 停車場課 幹線  
 課 建築課 機械課 電  
 力課 通信課  
**資材局** 總務課 檢材課 金屬課  
 炭材課 工場課 客貨車  
 課 動力車課  
**海運總局** (従来の五部を)  
 長官官房 庶務課  
**總務局** (新設) 總務課 經理課 (舊)  
 計色

**海運局** (海運) 管理課 (海運局) 輸  
 送課 (海運局) 港政課  
 (海運局) 海務課 (海務課)  
 (海運局) 海務課 (海務課)  
 (海運局) 海務課 (海務課)  
 (海運局) 海務課 (海務課)  
 (海運局) 海務課 (海務課)  
**船舶局** (船舶) 企業課 資材課  
 (船舶局) 造船課 造船課  
 (船舶局) 造船課 造船課  
**船員局** (船員) 整備課 教育課 服  
 務課  
**自動車局** 總務課  
**業務部** 監理第一課 (監理局) 監理  
 第二課 (監理局) 監理第三  
 課 (監理局) 運輸課 (局員  
 課) (運輸課) 運輸課 (局員  
 課)  
**整備部** 充員課 資材課 車輛課  
**港灣局** (港灣) 管理課 計畫課  
 建設課  
**航空局** (航空) 總務課 監督課 國民  
 監理部 (航空) 航空課 保安課 (航空)  
 課 (航空)

**乘員部** (乘員) 管理課 航空職員課  
 第一養成課 第二養成課  
 補給課 (乘員) 建設課  
**通信院** (外局) 舊通信省  
 總務官房 秘書課 文書課 考査課  
 總務局 總務課 主計課 厚生課  
 (電報局) 要員課 (電報局)  
 (電報局) 要員課 (電報局)  
**業務局** (業務) 庶務課 郵務課  
 電務課 無線課 外信課  
**通信監督局** 第一課 第二課 第三課  
 (通信監督局)  
**貯金保險局** (貯金) 庶務課 規畫課  
 經理課 貯金業務課 保險  
 業務課 資金課 運用課  
 庶務課 數理課  
**工務局** 庶務課 線路課 機械課  
 無線課 傳送課 調査課  
 營繕課 (營繕局) 標準電波  
 建設所

**その他各廳の新機構一覽**

**内閣** (コヂキは新設 統合)  
 (新設) 事務官  
**内閣官房** 總務課 人事課 會計課  
 參事官室  
**内閣印刷局** 庶務課 審査課  
 大蔵省 (移管) (法令全書の印刷  
 及び印刷局の業務) (移管)  
 (内閣印刷局) (移管)  
**内閣東北局** 庶務課 審査課  
 廢止 (東北興業株式會社の監督  
 業務は、東北地方行政局  
 監督官に充てられ、これに對する)  
 從前通り  
**法制局** 庶務課 審査課 事變行  
 賞課  
**企畫院** 廢止 (軍需省の設置に伴ひ企畫  
 院は廢止し、其業務を内閣  
 において所掌する)  
 (企畫院) (企畫院)  
**統計局** 庶務課 審査課 人口課 第  
 二製表課

**情報局**  
 一、一部を廢し、官房に新たに戰時  
 資料室を設ける  
**總裁官房** 秘書課 文書課  
 審議室 (情報局の基本的事項に  
 關する) 戰時資料室 (第一課 (情報  
 局の業務) 第二課 (對外宣傳上  
 及び資料) 第三課 (對外宣傳  
 上の業務))  
**第一部** 新聞課 放送課 國民運  
 動課 週報課  
**第二部** 檢閱課 出版課 文藝課  
 藝能課  
**第三部** 對外報道課 對外事業課  
**技術院** (特許局を統合)  
**總裁官房** 秘書課 庶務課  
**總務部** 總務課 (特許局の統合) 特許  
 事務課 (特許局) 管理課 (特許局)

**研究員部** 研究員課 (研究員會同  
 委員の綜合運用) 研究第一  
 課 (技術的發明) 研究第二  
 課 (技術的改良) 研究第三  
 課 (技術的改良) 研究第四  
 課 (技術的改良) 研究第五  
 課 (技術的改良)  
**規格部** 材料規格課 成品規格課  
**審査第一部** 業務課 出願登錄課 無  
 機材料課 有機材料課





審査第二部 航空課 動力機械課 生産機械課 電氣課

特許局 技術院 統合

### 外務省

一、通商局を廢止し、新たに戦時經濟局を設置し、極力簡素化する

大臣官房 人事課 儀典課 文書課

會計課 電信課

政務局 第一課 第二課 第三課

第四課 第五課 第六課

戦時經濟局 第一課(戦時對外國事務) 第二課(對外國事務)

條約局 第一課 第二課

調査局 第一課 第二課 第三課

### 内務省

一、神社院の機構を簡素化する

二、防空總本部を設置(總務局 警防局 施設局 業務局の四局を置く。ただし二人は、警保局長及び國土局長の兼任とし、防空局長を廢止)

三、東京の警察講習所を一時停止し、新たに戦時に適應した強力な訓練を實施

四、土木出張所については、地方行政協議會との關係を考慮して、所要の措置を講ず

大臣官房 人事課 文書課 會計課

地方局 行政課 財政課 振興課

警保局 警務課(警備、消防に關する事項)

警務課(警備、消防に關する事項)

警務課(警備、消防に關する事項)

警務課(警備、消防に關する事項)

警務課(警備、消防に關する事項)

警務課(警備、消防に關する事項)

警務課(警備、消防に關する事項)

警務課(警備、消防に關する事項)

警務課(警備、消防に關する事項)

警務課(警備、消防に關する事項)

警務課(警備、消防に關する事項)

防空總本部

總務局 庶務課 企畫課(防空に關する事項) 警備課(防空に關する事項) 消防課(防空に關する事項)

警防局 警備課(警備、消防に關する事項) 消防課(警備、消防に關する事項)

施設局 資材課 土木課 建築課

業務局 救護課 配給課 生産防空

警務局 警務課(警備、消防に關する事項) 消防課(警備、消防に關する事項)

警務局 警務課(警備、消防に關する事項) 消防課(警備、消防に關する事項)

警務局 警務課(警備、消防に關する事項) 消防課(警備、消防に關する事項)

警務局 警務課(警備、消防に關する事項) 消防課(警備、消防に關する事項)

警務局 警務課(警備、消防に關する事項) 消防課(警備、消防に關する事項)

警務局 警務課(警備、消防に關する事項) 消防課(警備、消防に關する事項)

警務局 警務課(警備、消防に關する事項) 消防課(警備、消防に關する事項)

警務局 警務課(警備、消防に關する事項) 消防課(警備、消防に關する事項)

警務局 警務課(警備、消防に關する事項) 消防課(警備、消防に關する事項)

警務局 警務課(警備、消防に關する事項) 消防課(警備、消防に關する事項)

警務局 警務課(警備、消防に關する事項) 消防課(警備、消防に關する事項)

警務局 警務課(警備、消防に關する事項) 消防課(警備、消防に關する事項)

警務局 警務課(警備、消防に關する事項) 消防課(警備、消防に關する事項)

警務局 警務課(警備、消防に關する事項) 消防課(警備、消防に關する事項)

六、東京の稅務講習所を一時停止

### 大藏省

一、營繕管財局、資金局及び監理局を廢止

二、財務局を九局とし、内國稅の機構を充實

三、醸造試驗所を廢止

四、造幣局出張所の一部を廢止

五、内閣印刷局を大藏省に移管(官報その他内閣所管機密文書は、内閣總理大臣が指揮監督する)

### 文部省

一、圖書局を國民教育局に、教化局を教學局にそれぞれ統合し、從來の八局を六局とす

二、國民精神文化研究所と國民鍊成所とを統合して、新たに教學鍊成所を設置

大臣官房 秘書課 文書課 會計課

建築課 史料編纂課

總務局 總務課 考査課 渉外課

調査課 資財課

專門教育局 大學教育課 專門教育課

國民教育局 監理課

總務課(高等師範學校、師範學校、中等學校、養正學校の事務)

第一編修課(國民學校、青年學校の事務)

第二編修課(中等學校、青年學校の事務)

第三編修課(師範學校、青年學校の事務)

第四編修課(師範學校、青年學校の事務)

第五編修課(師範學校、青年學校の事務)

第六編修課(師範學校、青年學校の事務)

第七編修課(師範學校、青年學校の事務)

第八編修課(師範學校、青年學校の事務)

七、稅關を廢止し、その事務を運輸通信省の地方部局に移す

大臣官房 秘書課 會計課 營繕課

總務局 總務課 文書課 考査課

財務課 企業整備課

主計局 第一課 第二課 第三課

第四課

主稅局 國稅第一課 國稅第二課

關稅課 經理課 釀造技術課(釀造の技術上及び實地上の試驗並びに講習)

國民貯蓄局 總務課 計畫課 指導課

理財局 國庫課 預金運用課 預金監理課 金融課 資金調整課 經理統制課

外資局 總務課 計畫課 爲替課

銀行保險局 管理課 清算課(全國金體制會、銀行等清算課(全國金體制會の執行に關する事務))

### 司法省

一、行刑局、保護局の二局を統合して刑政局とす

二、司法研究所を一時停止し、新たに戦時に適應した強力な訓練を實施

大臣官房 秘書課 人事課 會計課

行政考査室

民事局 第一課 第二課 第三課

刑事局 總務課 刑事課 思想課

刑政局 經濟課

第一課(從來の行刑局事務及保護局事務)

第二課(主として從來の行政局事務)

第三課(少年保護及少年矯正の事務)

第四課(主として從來の保護局事務)

第五課(主として從來の保護局事務)

第六課(主として從來の保護局事務)

第七課(主として從來の保護局事務)

第八課(主として從來の保護局事務)

第九課(主として從來の保護局事務)

第十課(主として從來の保護局事務)

第十一課(主として從來の保護局事務)

第十二課(主として從來の保護局事務)

第十三課(主として從來の保護局事務)

第十四課(主として從來の保護局事務)

第十五課(主として從來の保護局事務)

第十六課(主として從來の保護局事務)

第十七課(主として從來の保護局事務)

第十八課(主として從來の保護局事務)

第十九課(主として從來の保護局事務)

第二十課(主として從來の保護局事務)

第二十一課(主として從來の保護局事務)

第二十二課(主として從來の保護局事務)

第二十三課(主として從來の保護局事務)

第二十四課(主として從來の保護局事務)

**國語課** 宗教課  
**文化課** (皇國の歴史・地理・言語・文学) 大衆教育課 (公民館・青年会) 労働課 (労働関係) 学務課 (学校関係) 衛生課 (保健関係) 警務課 (防犯関係) 消防課 (消防関係) 交通課 (交通関係) 庶務課 (庶務関係) 文書課 (文書関係) 印刷課 (印刷関係) 給仕課 (給仕関係) 警備課 (警備関係) 夜警課 (夜警関係) 保安課 (保安関係) 警備隊 (警備隊) 夜警隊 (夜警隊) 保安隊 (保安隊)

**満洲事務局** 鍊成課 考査課 總務課 殖産課 拓務課 開拓課 青年課 總務課 司政課 文化課 理財課 農林課 商工課  
**支那事務局** 總務課 司政課 文化課 理財課 農林課 商工課  
**南方事務局** 交通課 政務課 監理課 文化課  
**交 易 局** 理財課 産業課 交通課 計畫課 (計数等に關する事務) 輸出課 輸入課

**大政翼贊會**  
 四局を三局に簡素強化化す  
**總 務 局** 總務部 會計部 鍊成部 (警備局を併) 調査部 (警備局を併) 宣傳部 (警備局を併) 地方部 (警備局を併) 臨時生活部 (臨時生活部) 増産部 (増産部) 衛生部 (衛生部) 文化厚生部 (文化厚生部) 警備部 (警備部) 推進部 (警備部を併) 警備隊 (警備隊) 夜警隊 (夜警隊) 保安隊 (保安隊)

**厚生省**

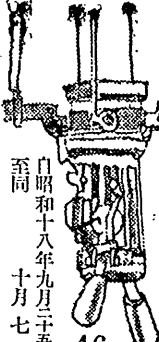
人口局と生活局を統合し、健民局を新設、また勤務局を擴充強化し、五課を八課に増設  
**大臣官房** 秘書課 總務課 會計課 衛生課 福利課 修練課 母子課 労働課 指導課 警務課 衛生課 防疫課  
**勤務局** 庶務課 (事務員資格) 登録課 (労働関係) 賃金課 (賃金関係) 労務課 (労務関係) 福利課 (福利関係) 警備課 (警備関係) 夜警課 (夜警関係) 保安課 (保安関係)

**大東亞省**

一、商工省より交納局を移管  
 二、興南鍊成院と興亞鍊成院を統合  
 三、海外移住救養所を廢止  
 四、外地機關を極力簡素化  
 五、南洋廳本廳を簡素化し、支廳を統合強化  
**大臣官房** 文書課 人事課 會計課 電信課 審議室  
**總務局** 總務課 經濟課 調査課 警務課 警備課 夜警課 保安課 警備隊 夜警隊 保安隊

**大東亞省**  
 若林中尉の擡動、上聞に達す  
 大東亞戦争勃發以來、香港、アンボン、チモール、ガダルカナルに轉戦、赫々たる陣劔を擡つた陶村旅隊(中隊長若林東一)中尉に對し二回に亘り感狀が授與され、上聞に達した旨、陸軍省發表

**大東亞戦争日誌**



46

**九月二十五日(土)**

新察神一万余九百九十二名、新察社に新察の英靈一万余九百九十二柱を陸軍軍部發表

**九月二十七日(月)**

横崎中尉の擡動、上聞に達し、二階級特進の恩命に浴す  
 千島に來襲し、二階級特進の恩命に浴す  
 玉碎した島田飛行部隊横崎中尉に對し感狀が授與され、上聞に達し、さらに二階級特進の恩命に浴した旨、陸軍省發表

**九月二十八日(火)**

大陸、八月の綜合戰果、敵死傷數一千五百五十七回、交戰兵力十七萬三千餘、敵死七千五百

**九月二十九日(水)**

陶村歩兵部隊の擡動、上聞に達す  
 ガダルカナル島方面の作戦に偉勳を擡つて

**九月三十日(木)**

大東亞省歩兵部隊、陶村中尉歩兵部隊に對し感狀が授與され、上聞に達した旨、陸軍省發表  
**ソロン**、九月の綜合戰果  
 (一) ソロン方面の戰況は依然として熾烈を極め、我が陸軍守備部隊は、連日百機に及ぶ敵機の下、アンボン島、ウツドフォード島(ニールンデル島)に進出の敵と交戦中である  
 (二) 一方、ベララベラ島の陸軍守備部隊は、九月三日以來、同島北部地區で敵有力部隊と交戦、二十一日までに敵七十機を殲し、多數の兵器を鹵獲、目下なほ激戦を展開中である  
 (三) 海軍航空部隊、海上部隊は、地上部隊に呼應して敢闘、九月中に次の戦果を擡げた  
 飛行機 擊墜 三百四十機 擊破 十機  
 擊沈 小形輸送艦二隻 魚雷艇 六隻 海上トロッカー一隻  
 擊破 大型輸送艦二隻 魚雷艇 四隻  
 我が方の擡書 自爆および未歸還四十機  
 上陸用艇一隻 大破  
 九月中に敵潜水艦六隻を擊沈  
 帝國海軍艦艇 陸軍航空部隊は、九月中に日本近海その他作戦海面において敵潜水艦六隻を擊沈

**十月二日(土)**

若林中尉の擡動、上聞に達す  
 大東亞戦争勃發以來、香港、アンボン、チモール、ガダルカナルに轉戦、赫々たる陣劔を擡つた陶村旅隊(中隊長若林東一)中尉に對し二回に亘り感狀が授與され、上聞に達した旨、陸軍省發表

**十月三日(日)**

ジャワに防衛勇軍  
 ジャワ方面陸軍最高指揮官は佈告を發し、ジャワ防衛勇軍を編成することになった

**十月五日(火)**

華北共産軍殲滅戦を展開  
 北支軍は九月中旬、華北に蠢動を續ける中共軍に對し、殲滅戦を展開、次ぎの戦果を擡げた  
 進撃死傷八千七百 捕虜四千五百  
 砲一 迫撃砲二 重機八五 擲彈筒三〇、小銃五千六百、その他多數

**十月七日(木)**

大外中尉の擡動、上聞に達す  
 ガダルカナル作戦に偉勳を擡つた陶村部隊中隊長大外松市(中尉)に對し感狀が授與され、上聞に達した旨、陸軍省發表  
 大島島に敵部隊來襲  
 十月六、七日に互り敵有力部隊、大島島に來襲、爆砲撃を行ったが、同方面陸軍部隊はこれと交戦、擊退

# 通風塔

都人の協力を  
望む  
米英穀減を食糧  
増産で戦つてゐる  
農家は、一粒でも  
多くの米を供出し  
て、戦力を増強しようと供米報  
國に挺身してゐます。

なほ供出に最も妨害となるも  
のは、米、麦、豆、諸などの自  
由買付、横流れ、闇取引ですか  
ら、この點、都會の方は十分に  
考へて、心から協力して下さい  
やうにお願ひします。

米の配給がすくなくと不平を漏  
らす人は、もう少し考へて欲し  
いと思ふ。  
（東京府立立川 市役所勤務  
いも作りの楽しみ  
週報第三四七號の甘藷の栽培  
法を讀んで、私は早速庭の一部  
を耕した。農家から「石原八號」  
といふ良苗を手に入れた。毎日成  
長を楽しみながら育てた。  
去る十月十八日に掘つたとこ  
ろ、一株に二貫五百五十匁とい  
ふよい成績だつた。尤もこれは  
一木植で、他は在來式の畝にし  
て水平植にしたら一貫二百匁だ  
つた。

方策で、昭和十九年即ち來年  
三月から、舊五年制の四年修  
了生にも上級學校入學の資格  
を與へることになつた」と發  
表されましたが、これは夜間  
中學校（舊五年制）で、現在  
四年在學中の生徒にも適用さ  
れませうか。  
文部省の答、夜間の中等學校の  
者にも、四年修了で、上級學校入  
學の資格を與へる見込です。

本縣では肥料や天候の悪條件  
で〇万石の減收が豫想されてゐ  
ますが、昨年同様の割當量なの  
で、どうしても各戸の保米を  
切り出して供出しなと間に合  
ひません。

簡米の際が非常に高くなつ  
た。米の代用として、うどん  
乾パン、いもなどが配給され  
た。これらを代用食とせず、  
開食にする人が多しやうだ。  
「乾パンやいもは、ご飯の代り  
にはならない」と公然といつて  
ゐる人もある。

素人が、教へられた通りにし  
て作つたお蔭であること痛感  
し、來年はこの經驗を生かして  
大いに食糧増産に勵まうと今か  
ら張り切つてゐる。  
（川口 津田義樹  
夜間中學校の上級學校  
入學資格  
教育に關する戦時非常措置

すべてを敵の非望破砕へ！  
自由印度假政府誕生す  
學徒の臨時徴兵検査  
家庭も工場も、老  
防空と幼児の心理  
甘藷の貯藏法  
混む汽車の旅も和やかに！  
（列車常白

十月二十八日、  
海軍航空部隊のモノ島つゝ  
ガンビス島南西方面襲撃の通  
報（一機沈没、一機帰郷）を大木營  
發表  
▼テ・モンビルマ國大使、信  
任状を捧呈  
▼大東亞總動員に關する決議  
案を衆議院で可決  
▼第二次日米居留民交換邦人  
氏名（二千五百十二名）を外務省  
發表  
十月二十九日  
▼第八十三回帝國議會の閉議  
式舉行さる  
▼東支那海における賀茂丸  
（捕虜）富士丸（救助）の損害  
（賠償）を賠償官發表  
（賠償金額による）を賠償官發表

昭和十九年陸軍省の政府買  
入價格を農林省發表  
十月三十一日  
▼日華同盟條約に關し帝國政  
府聲明を發表  
▼日華同盟條約の署名調印な  
る（分府）  
十月三十一日  
▼中央各省の機構改革に關す  
る勅令案六十一件を閣議で  
決定  
▼スパス・チャンドラ・ボース  
氏入京  
十一月一日  
▼山崎農務大臣、東條兼攝軍  
需大臣、八田運輸通商大臣  
の現任式を行はせらる  
▼農商省、運輸省、運輸通商  
省開閣  
▼内閣、各省の人事異動發表  
▼江精衛國民政府行政院院長  
入京

一行入京  
▼張景惠滿洲國總理一行入京  
▼ソ聯軍、ケルチ半島に上陸  
▼イギリス政府、モスクワ會  
談につき公文書發表  
十一月二日  
▼フィンランド、ハートン（領事死體  
二千六百四十八、火砲四門その他）  
マダソン（領事二千以上）、編支  
國境方面（領事死體二千以上）の  
他、の戦果を大木營發表  
▼ホセ・ベ・ラウレル、フィリ  
ピン大統領一行入京  
十一月三日  
▼統後の功勞者百七十五名に  
對し恩賞の御沙汰あらせら  
る  
▼ウー・パー・モウビルマ首相  
一行入京  
▼ワラワイタヤコン殿下一行  
入京

寫眞週報  
十一月十日號  
定價十錢  
（外埠郵送）  
（送料共）  
▲特大號はその都度郵送料  
金より郵額を引受けます

## 週間日誌

目次	第三十
九十月	六
大東亞戰争日誌	六
大東亞會議の意義	六
日華同盟條約の締結	六
帝國の外交方針と米英の競争目的	六
戦時行政職權特例の改正	六
中央官廳の決裁機構	六
大東亞戰争日誌	六

週報	定價	所込申	御注
昭和十八年十一月十日發行	一部五錢（送料一錢） （外埠郵送） ▲特大號はその都度郵送料 金より郵額を引受けます	全國各地官報發賣所 書店、新聞店、發賣店	▲本誌より特選の場合には必 主、別報刊例より優待の 旨を明記し、その特選 誌を情報局に送附願御送 り下さい ▲本誌記事の無断複製は御 断り致します ▲掲載記事に對する御希望 や編輯に關しての御意見 も週報誌宛御知らせ下さ り



10月抽籤 貯蓄債券 當籤番號 (共四)		22	
14167	4377	14167	4377
14168	4378	14168	4378
14169	4379	14169	4379
14170	4380	14170	4380
14171	4381	14171	4381
14172	4382	14172	4382
14173	4383	14173	4383
14174	4384	14174	4384
14175	4385	14175	4385
14176	4386	14176	4386
14177	4387	14177	4387
14178	4388	14178	4388
14179	4389	14179	4389
14180	4390	14180	4390
14181	4391	14181	4391
14182	4392	14182	4392
14183	4393	14183	4393
14184	4394	14184	4394
14185	4395	14185	4395
14186	4396	14186	4396
14187	4397	14187	4397
14188	4398	14188	4398
14189	4399	14189	4399
14190	4400	14190	4400
14191	4401	14191	4401
14192	4402	14192	4402
14193	4403	14193	4403
14194	4404	14194	4404
14195	4405	14195	4405
14196	4406	14196	4406
14197	4407	14197	4407
14198	4408	14198	4408
14199	4409	14199	4409
14200	4410	14200	4410

國民合唱行進歌「學徒空の進軍」 田健次郎作詞 大内福三郎作曲

行進の歩調にて、強快に (♩=120)

一、タカヒイマゾ タケナハノ テケツ  
二、まなびのにはよ いざらば かんしよ  
三、ハゲマスのハハハ ヒノミハタ タマシ  
四、かすをばほこーり ぶつりくーを いのちと

ターギール ケッセン ガ クサウ フカーク  
ちよよま すらを の みちひと オチー  
チーノヒ ニニッポ ンイ イダイテ イソグ  
たーのーヒ てきぜい と ゆえいを そらに

ヒビクトキ アアワレ ユークート ハウコク  
きはまりぬ いまわ れはーゆーく おほぞら  
ソラノハ テ アアウ キーウーノ ソッダ  
けっすバ シ いでに とーらーの けんだん

ノ ヤ タケー ゴ コ フ イ カー ニ セミ シ  
の バ ヒ ヲ シ のー み た ノ と かヘー リ ニ ミ ア  
メ グル ー く だ か ア トー の ニ ミ ア

一、今をたけなはの 鐵血たぎる決戦が 腹深くひびく時  
二、あゝわれ能くと報國の 願、武心をいかにせん  
三、學びの座よいざさらば 恩師よ友よ益良男の 道ひとすぢときまはりぬ  
四、今われは能く大空の 醜の御階とかへりみず 賜ひし父の日本刀 抱いて急ぐ空の果  
五、あゝ悠久の祖國をば めぐる青雲あとに見て 命をば誇り物力を 輪を空に決すべし  
六、征きて碎かん國の仇 (木下尚江、三浦武、三浦武、三浦武)

露光星遠いにより重複撮影

情 報 局 編 輯

# 週 報

十一月十七日 號

## ソロモン戦局の新展開

兵 役 法 の 改 正

麥 類 の 價 格 對 策

國 民 動 員 質 疑 應 答

占 領 地 區 へ の 進 出 要 領

370號

航空常識講座 ⑥  
成層圏飛行 三

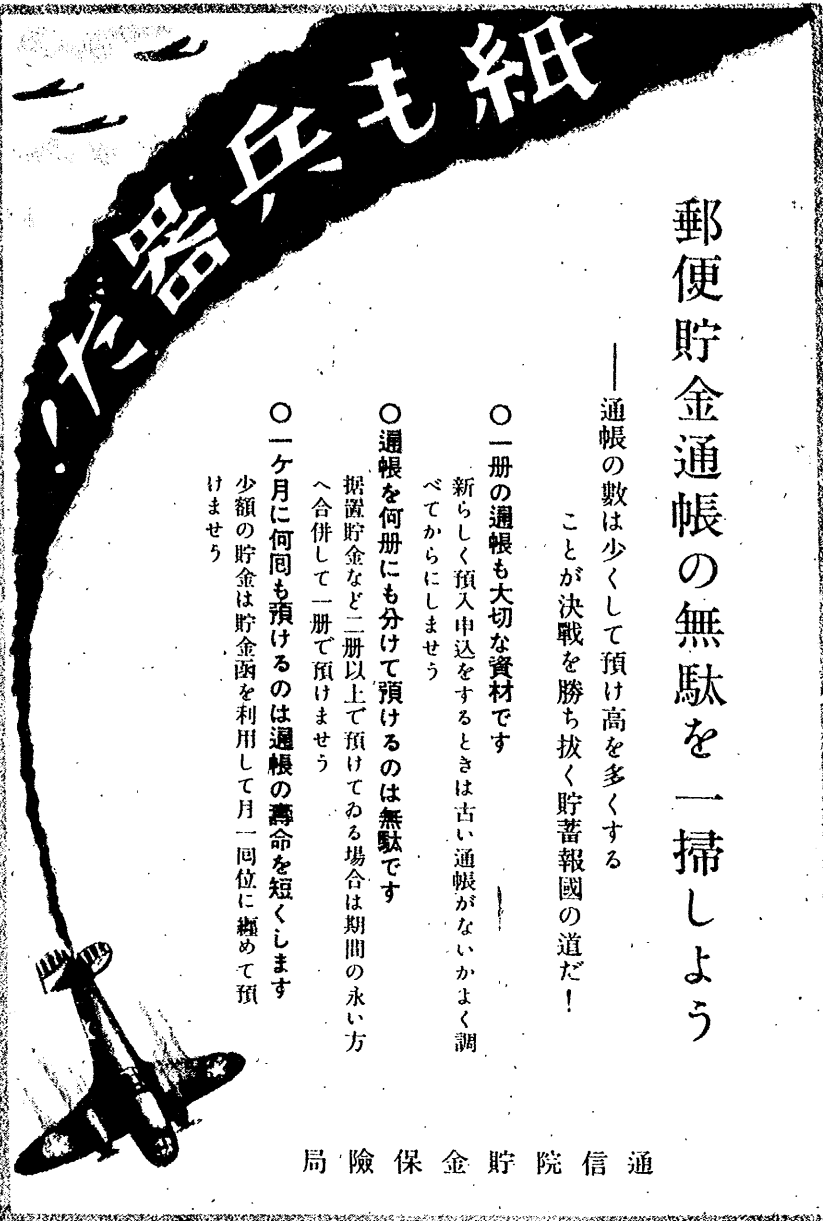
昭和十二年十一月十七日 第一頁 郵務特准 印刷局印刷發行 (國定規格5判)

週 報

昭和十二年十一月十七日 第一頁 郵務特准 印刷局印刷發行 (國定規格5判)

印刷局印刷發行 (國定規格5判)

五 錢



郵便貯金通帳の無駄を一掃しよう

— 通帳の数は少くして預け高を多くする  
— ことが決戦を勝ち抜く貯蓄報國の道だ!

- 一冊の通帳も大切な資料です  
新らしく預入申込をするときは古い通帳がないかよく調べてからにませう
- 通帳を何冊にも分けて預けるのは無駄です  
据置貯金など二冊以上で預けてゐる場合は期間の永い方へ合併して一冊で預けませう
- 一ヶ月に何回も預けるのは通帳の壽命を短くします  
少額の貯金は貯金函を利用して月一回位に纏めて預けませう

局 險 保 金 貯 院 信 通